

社協「ふれあいいきいきサロン」事業要項

社協のサロン事業

事業名	事業目的	対象	備考
ふれあい サロン事業	高齢者の閉じこもりを防ぎ、寝たきりや認知症予防、交流や生きがいづくり等を通し、健康で長生きできる地域活動を支援します。	地域の高齢者 (65歳以上)	【支部対応】 自己負担の義務づけ
	障がい者等が、地域のボランティア等と交流を図ったり、情報交換をすることによって、生きがいを持って生活できるよう支援します。	地域の障がい者等	原則毎月1回以上の開催 参加者6名以上とボランティア ※子育てサロンについては5組以上の参加をお願いします
子育て サロン事業	地域で子育て中の方とその子ども同士の交流を図り、いきいきとした子育てを支援します。(他から補助を受けている場合は除く。)	乳幼児と その保護者	
	地域で障がい児を持つ方とその子ども同士の交流を図り、子育てや情報交換等の活動を支援します。	障がいを持つ児童 とその保護者	
広域サロ ン	地域をまたいで、広域的に参加者を募り、いきいきとした子育て支援や障がい児を持つ方とその子ども同士の交流を図り、子育てや情報交換等の活動を支援します。	・地域の障がい者等 ・乳幼児と その保護者 ・障がいを持つ児童 とその保護者	【社協対応】 市内参加者を対象と します (高齢者対象としてのサロンは対象と しない)

- 実施期間 : 4月から翌年3月までの1年間
※年度途中における新規サロン申し込みについて
4月～9月末日までの申し込み⇒【10月より新規サロンとして登録されます】
10月～3月末日までの申し込み⇒【4月より新規サロンとして登録されます】
- 活動助成費 : 6名以上の参加見込みの団体に対して、助成を行います。
- 助成額 : 前年度の実績を基に社協の予算の範囲内において決定させていただきます。
※新規サロンは一律12,000円。
半期(10月)から活動する場合は半額の6,000円。
- 助成形態 : 恵那市社会福祉協議会(各地区の支部社協)より活動費を助成します。
- 実績報告 : 年間の事業終了後、恵那市社会福祉協議会へ提出してください。
- 申込方法 : 所定の用紙でお申込みください。
- 注意事項 : 壮健クラブや無尽や趣味の会、夜間等の開催はご遠慮ください。
- 審査 : 支部社協と市社協との協議により行います。